

市町村国保加入者（４０～７４歳）の特定健診を受けていない方へ

～通院治療中の方も特定健診の対象者となっています～

市町村では、特定健診を受けていない通院治療中の国保加入者の方へ、医療機関で行った特定健診項目と同じ検査結果の提供をお願いしています。

ご協力よろしくお願い致します！

①通院治療中の方も特定健診の対象者です。

②年度内に医療機関で行った特定健診項目と同じ検査結果に、問診と身体測定の結果を合わせ市町村に提供することで特定健診を受診したことになります。

③特定健診を受診することで、医師による治療に加え、市町村の保健師や管理栄養士などが、あなたの食生活をはじめとする生活改善をサポートします。

これらの趣旨をご理解いただき、検査結果のご提供について是非ご協力をお願いします！

#### <参考>

<高齢者の医療の確保に関する法律>抜粋

第二十条 保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、四十歳以上の加入者に対し、特定健康診査を行うものとする。ただし、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたときはこのかぎりではない。